

令和6年版建築材料等評価名簿の使用上の注意点

1. 更新評価について

建築材料等を次の三つのグループに分けて、3年ごとに更新評価を実施している。

建築材料等	評価の実施時期等	回目の更新評価時期等
<ul style="list-style-type: none"> ・無収縮グラウト材 ・既調合目地材 ・自動ドア機構 ・自閉式上吊り引戸装置（手動開き式） ・フリーアクセスフロア ・天井点検口 ・床点検口 ・ポリマーセメントモルタル 	評価年度： 令和5年度（2023年度） 令和5年度の評価基準で評価している。 有効期間： 令和6年（2024年）4月1日～ 令和9年（2027年）3月31日	評価年度： 令和8年度（2026年度） 有効期間： 令和9年（2027年）4月1日～ 令和12年（2030年）3月31日
<ul style="list-style-type: none"> ・鉄骨柱下無収縮モルタル ・成形伸縮目地材 ・乾式保護材（防水立上り部） ・セラミックタイル ・既調合モルタル（タイル工専用） ・ルーフトレン ・防水剤 ・樹脂製建具 （コンクリート系下地および鉄骨下地） ・可動間仕切 ・移動間仕切（スライディングドア） ・トイレブース ・グレーチング ・屋上緑化システム ・トップライト 	評価年度： 令和4年度（2022年度） 評価内容は、令和5年版評価名簿から掲載している。 なお、令和4年度の評価基準で評価しているが、令和5年度に随時評価または品質・性能等に係る変更評価したものは、その時点の評価基準により評価をしている。 有効期間： 令和5年（2023年）4月1日～ 令和8年（2026年）3月31日	評価年度： 令和7年度（2025年度） 有効期間： 令和8年（2026年）4月1日～ 令和11年（2029年）3月31日
<ul style="list-style-type: none"> ・床型枠用鋼製デッキプレート （フラットデッキ） ・押出成形セメント板（ECP） ・吸水調整材（モルタル用） ・アルミニウム製建具 （コンクリート系下地および鉄骨下地） ・鋼製建具 [標準型建具を含む] ・鋼製軽量建具 [標準型建具を含む] ・ステンレス製建具 ・錠前類 ・クローザ類 ・重量シャッター ・軽量シャッター ・オーバーヘッドドア ・ガラス ・現場発泡断熱材 	評価年度： 令和3年度（2021年度） 評価内容は、令和4年版評価名簿から掲載している。 なお、令和3年度の評価基準で評価しているが、令和4年度または令和5年度に随時評価もしくは品質・性能等に係る変更評価したものは、その時点の評価基準により評価をしている。 有効期間： 令和4年（2022年）4月1日～ 令和7年（2025年）3月31日	評価年度： 令和6年度（2024年度） 有効期間： 令和7年（2025年）4月1日～ 令和10年（2028年）3月31日

2. 評価年度による各種規定との相異について

各グループの建築材料等は、評価年度の評価基準により評価を行っているため、「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（以下「標準仕様書」という。）」令和4年版、「JIS」等の規定と評価内容に相異が生じる場合がある。

3. 評価内容に関する情報提供等について

(一社) 公共建築協会のホームページに【「公共建築工事標準仕様書令和4年版」の改定に伴う建築材料・設備機材等評価の取扱いについて(令和4年9月1日付)】を掲載し、主な「標準仕様書」令和4年版の改定内容、令和3年と令和4年の評価基準比較表及び申請者に必要な対応を記載している。

また、令和5年と令和6年の評価基準比較表については、令和6年9月に追加掲載を予定している。

4. 評価内容の確認の必要性について

評価名簿を使用するにあたっては、申請者に上記2.に記載の相異について確認して運用する必要がある。